

「スタートアップビザ」で外国人のチャレンジを応援！

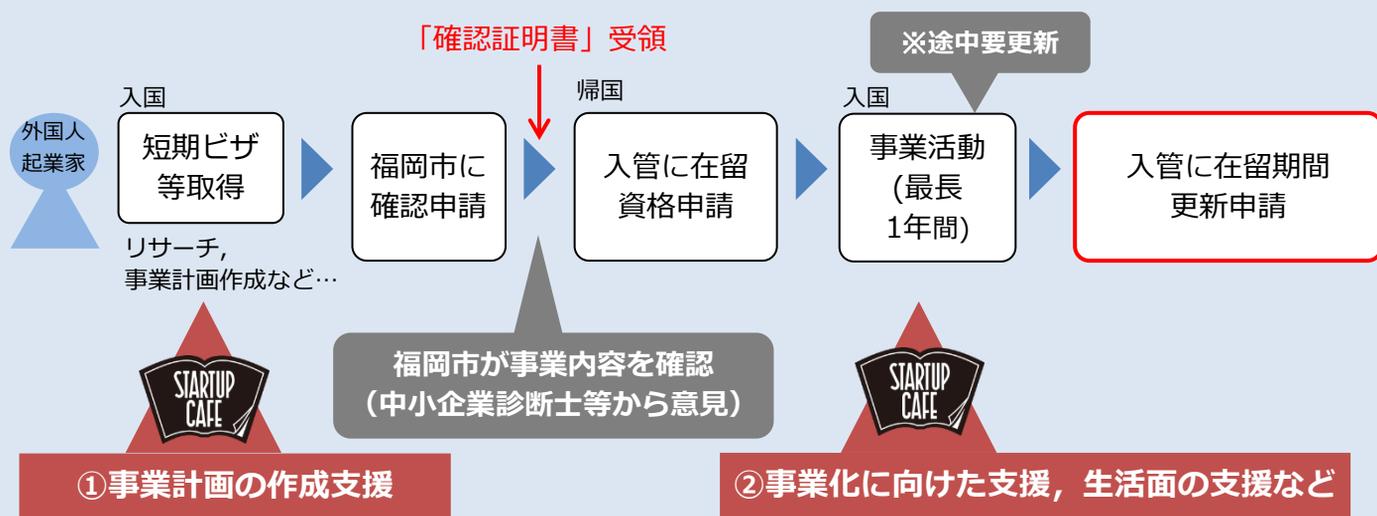
外国人の創業活動を促進するため、在留資格（経営・管理）の取得要件を満たす見込みのある外国人の創業活動を6か月間特例的に認める『スタートアップビザ』の受付を、平成27年12月9日から開始しています。

また、平成31年1月からは全国制度として創設された新しいスタートアップビザにより、在留期間が最長1年となり、在留資格「留学」等からの資格変更が可能となりました。

スタートアップビザ申請の流れ

外国人が日本で事業の経営を行うには在留資格「経営・管理」が必要ですが、その要件は事務所の開設に加え、常勤2名以上の雇用もしくは、資本金の額又は出資の総額が500万円以上などハードルが高いものです。

スタートアップビザでは、その要件が整ってなくても、事業計画等を福岡市に提出し、スタートアップビザの在留期間中に要件を満たす見込みについて福岡市から確認を受け、入国管理局から認定を受けることで、日本で事業の経営を行うことができます。



実績

申請者数は

67名[※]

創業活動開始数は

56名[※]

※H27年12月～
H31年3月末までの累計

～ 福岡市におけるスタートアップビザの経緯 ～

H26.10	区域会議にて福岡市が規制改革提案
H27.10	規制改革が実現、福岡市で活用可能に！
H27.12	運用開始
H28.1	創業活動確認証明書を全国で初交付



H28.1月 創業活動確認証明書交付

福岡市の取組みが
全国へ展開！！

H30.12	全国制度創設
H31.1	運用開始
H31.3	起業準備活動確認証明書を全国で初交付



H31.3月 起業準備活動確認証明書交付式